

# 「京都府中小企業応援条例」の一部改正案の骨子について

## 1 条例改正の趣旨

- (1) 京都府では、中小企業が果たす役割の重要性に鑑み、その振興を図ることを目的として京都府中小企業応援条例（平成19年京都府条例第13号）を平成19年4月に施行し、中小企業の置かれた状況に応じ、経営の安定から成長発展まで一貫した支援を実施してきました。
- (2) 中小企業を取り巻く社会・経済情勢にきめ細かく対応した施策展開を図るため、本条例の一部規定には5年単位の失効期限を設けており、これまでに2回の延長と併せて必要な見直しを行ってきております。
- (3) 現行条例では令和4年3月末までの時限措置となっていることから、この失効期限を延長するとともに、必要な見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

## 2 主な改正点

- (1) 社会・経済情勢を踏まえた見直し
  - 中小企業を振興する目的に関して、産業の社会的分業体制を支える中小企業の担い手不足、社会経済情勢の著しい変化に対応できる持続性の高い産業構造の構築の必要性が増す中で、経済のみならず産業基盤及び地域社会の維持形成、社会課題の解決において、スタートアップ企業を含む中小企業が重要な役割を果たすものであることを追記します。
  - 経営基盤の強化等に関する支援について、中小企業の担い手不足をはじめ、グローバル競争や技術進展が加速する中で、単独企業に関する支援に加え、事業継続や生産性・付加価値向上のための企業連携等に関する支援を追加します。
  - 創業等の促進のための事業環境の整備について、研究開発、人材確保、資金供給、販路拡大、情報提供等に関する支援に加え、先端技術等の実証機会の提供及び教育機関と連携した起業教育の推進に関する支援を追加します。
- (2) 失効期限の延長
  - 令和4年3月31日で失効する第3章第1節（研究開発等事業計画の認定及び支援）及び第15条（知恵の経営の支援）について、失効期限を令和9年3月31日まで5年間延長します。

## 3 施行期日

令和4年4月1日から施行します。